

平成25年5月28日
文化庁記念物課

イコモス勧告で指摘された主な課題について(富士山)

○富士山は、疑いなく日本におけるひとつの国家的な象徴であり、さらにその影響は日本をはるかに越えて及んでおり、今や国家的意義を広範に越えているとされ、また、完全性及び真実性の条件も満たされていると評価されたが、一群の構成資産が全体としての意味を伝達できることは、価値の理解にとって重要であるとの指摘がされた上で、以下のような課題が示された。

【三保松原について】

- ・完全性に寄与していると見なせない一つの構成資産は、山（富士山）から45km 離れている三保松原である。
- ・三保松原を除外するならば、評価基準（iii）の正当性は証明されている。
- ・19世紀初期の富士山の版画が西洋美術の発展に深遠なる影響をもたらし、富士山の形姿を世界の大部分にわたり知らしめた。したがって、評価基準（vi）の正当性は証明されている。（しかし、）三保松原は45km 離れており、山（富士山）の一部として考慮し得ない。
- ・推薦資産及び緩衝地帯の境界線は適切であるが、三保松原は顕著な普遍的価値に貢献していない。
- ・三保松原を除き、評価基準（iii）及び（vi）の下に富士山を世界遺産一覧表に記載することを勧告する。
- ・三保松原から富士山に対する展望は、潜在的に問題であると考える。著名な北斎の版画に見られる展望地点ではあるが、複数の関連する展望地点が存在し、そのうちのいくつかは防波堤のために審美的な観点から望ましくない。

【評価基準 (iv) について】

- ・ 富士山の景観がどのように人類の歴史の重要な段階を表すものとして見なせるかが示されていない。
- ・ 長期にわたる宗教的な伝統は歴史的な複数の段階に伝達されたものであるのに対し、西洋の芸術思想に影響を及ぼした富士山の図像は一時代に緊密に関連している。
- ・ 富士山を顕著にしているのは、宗教的伝統と芸術的伝統の融合である。
- ・ 評価基準 (iv) の正当性は証明されていない。

【保全について】

- ・ 資産に対する主たる脅威は、山岳が巡礼の資産として発展してきたことを示す能力をさらに弱め、個々の構成資産間の関連性の視覚的ネットワークを妨げるような開発が拡大しつつあることである。
- ・ 来訪者数の増加は、斜面の流亡に関連して相当の問題を引き起こしているように見え、その対応のために提案されている公共工事は神聖なる山岳に対する負の影響の観点から検討を要する。
- ・ いくつかの構成資産の内部及びその周辺においては、さらなる開発に対する制御及び来訪者管理戦略、危機対策計画が緊急に必要である。
- ・ 2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるように、締約国に対して2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出するよう勧告する。報告書には、文化的景観のアプローチを反映した資産の全体ビジョン、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理計画に関する進展状況を提示するとともに、管理計画の全体的改定をも含めるよう勧告する。

【名称について】

- ・ 精神性と芸術的関連性を反映させるために、資産名称を拡大（展開・詳述）すること。